

# 第 1 4 7 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 4 年 7 月 1 1 日

自 1 3 時 2 8 分

至 1 4 時 2 3 分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(承認事項)

第1号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正について（総務課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第14号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜について（高校教育課）

第15号 学校給食モニタリング事業について（保健体育課）

第16号 島根県社会教育委員の改選について（社会教育課）

第17号 博物館の登録について（文化財課）

第18号 「神々の国しまね」プロジェクト 巡回展・シンポジウムの概要について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
北島委員長 安藤委員 山本委員 土田委員 仲佐委員 今井教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
井塚教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	全議題
黒崎総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	全議題
高宮教育施設課長	全議題
小林高校教育課長	全議題
長野県立学校改革推進室長	全議題
助川特別支援教育課長	全議題
矢野義務教育課長	全議題
山岡生徒指導推進室長	全議題
野津保健体育課長	全議題
荒瀬健康づくり推進室長	全議題
小仲社会教育課長	全議題
片寄人権同和教育課長	全議題
祖田文化財課長	全議題
若槻文化財課管理監	全議題
丹羽野古代文化センター長	全議題
坂根教育センター教育企画部長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時28分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	土田委員	

(承認事項)

第1号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正について  
(総務課)

○黒崎総務課長 承認第1号内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正についてお諮りする。

現在、島根県では、内部管理事務、つまり各所属に共通するいわゆる庶務的な業務について、集中管理するというを順次進めている。本年7月1日からは職員の手当の申請あるいは休暇の申請などを電子化、ペーパーレス化していくということで動いており、これに関する規則の制定及び改正である。

まず、1つ目は教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則ということであり、これは先ほど申し上げた内部管理事務改革に伴い、資料の1(2)の表のとおり、職員の扶養手当、住居手当、通勤手当あるいは単身赴任手当の届出の受理、事実の確認、書類の徴求、これは書類の提出を求めることであるが、それから手当の月額認定等の権限は現在教育長に委任されているが、これらの権限を総務事務センター長へ委任するということであり、新たに規則を制定する必要があったことから、規則を制定したものである。

2つ目は、教育委員会規則等の一部改正ということで、これは7月1日からいろいろな手続きを変えていくことになるため、既存の規則の事務的な改正が必要になるということである。改正を行った規則は2(2)のとおりである。扶養手当等の認定事務を総務事務センターへ委任するための規定の整備であるとか、この認定事務を所属長の専決事項から削除する必要があるということである。あるいは、休暇の届出・申請等を給与等事務システムを使用して行うことができるような規定を整備し、併せて出勤簿を廃止する、源泉徴収票や昇給発令通知書を給与等事務システムによって出力できるように規定を整備するということである。

1の4をご覧いただくと、これが新しく作った規則であり、1の5以下は、既存の規則を改正したものの新旧対照表である。

○北島委員長 1の2(2)の表の中で、休暇の届出・申請等を給与等事務システムを使用して行うことができるよう規定を整備して、出勤簿を廃止するとあるが、出勤の有無については、教育長が知っていなくてもよいということなのか。

○黒崎総務課長 これまでは、職員は出勤すると、出勤簿に印鑑を押すという形になっていたが、今後は職員一人一人の勤務時間があらかじめシステムに登録されていることになる。例えば、我々の場合は、平日の8時半から17時15分が勤務時間となっており、休暇を申請すると、自動的にこの日は休み、この時間は休みというものが電子的な記録として残り、これが出勤簿の変わりということになる。全て電子的に処理されるということである。

○北島委員長 ペーパーレスにするということか。

○黒崎総務課長 そうである。

○北島委員長 出張命令は出張命令で別にあるということか。

○黒崎総務課長 出張命令も本人がコンピューターの画面で申請して、所属長がコンピューターの画面で決裁するというような形である。

○仲佐委員 総務事務センターというのは、県の機関か。

○黒崎総務課長 知事部局の総務部に置かれている機関であり、知事部局、教育委員会、警察本部を含めた共通事務を一括して管理している。

○仲佐委員 7月からは出勤の管理も全部システム化されるということか。

○黒崎総務課長 そうである。

○仲佐委員 全職員が対象か。

○黒崎総務課長 1の1を見ていただくと、対象所属は教育委員会の本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター、教育機関である。県立学校は事務職員と校務技術員に限るということで、教員については従来どおりである。教員については、来年の7月をめどに同じようなシステムで運

用していく予定である。

○仲佐委員 私どもの企業でも、既に3、4年前から出勤簿を電子化しており、現場で入力すれば、すぐに総務にデータが入ってきて、1か月が終わると給料計算に反映されるということで、すごく省略化できて、人件費の削減につながり、随分と助かっている。本当によい傾向だと感じているところである。

――原案のとおり承認

### (報告事項)

#### 第14号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜について(高校教育課)

○小林高校教育課長 報告第14号平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜についてについてご報告する。

5月の教育委員会会議で平成25年度の入学者選抜の基本方針についてご報告したところである。その際、この資料2の1の半分からちょっと下のところに、参考として記載しているように、推薦選抜の募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の40パーセント程度までで各校が定めることとする、というものがあつた。従来は50パーセントということであつたが、教育課程審議会の答申を受けて、これを下げるということで40パーセントを上限として各校で定めるという基本方針を定めたところである。

この基本方針に基づいて、各高校で推薦入学の割合を検討し、高校教育課に報告があつたところである。例年であれば、10月に実施要項というものを発表していたところだが、今年度は推薦入学の割合に大きな変更が予想され、特に中学校では夏休みにかけて本格的な進路指導も始まると思うので、今年度に限って早めに推薦の割合を示したところである。

その結果、資料の1のところであるが、昨年度から変更があつた高校と学科を載せている。松江工業、松江農林、出雲商業、出雲農林までのところで上限の40パーセントということにしている。大田高校は、従来10パーセントということであつたが、学校で検討し、推薦入学を廃止することになった。普通科が3学級であるので、定員の10パーセントというのは、数としては多くなく、従来の推薦入学等も非常に有効な面もあつたが、最後まで勉強した上で高校に入るという方がよいということで、廃止することとなった。

浜田商業、益田翔陽については、上限の40パーセントまで落としている。それから宍道高校、浜田高校それぞれの定時制について、宍道高校は過去2年間、この推薦入学制度で生徒を募集したが、出願がなく、浜田高校についても、昨年初めて募集したものの、出願がなかったということで、実際に定時制を規模する生徒には推薦入試へのニーズがないということが分かった。一般入試においても、5教科を受け、面接試験を実施しているので、推薦入試は実施しないこととなった。

専門高校においては、やはり興味、関心であるとか意欲を大切にしたいということで、非常に推薦入試の良い面に対する評価があるので、上限の40パーセントまで推薦入試を行いたいということで、結果的にこういう形になっている。

資料には記載していないが、大社高校の体育科については、全県下からという特殊性もあるので、従来どおり60パーセントということになった。それからスポーツ特別選抜についても、今年度はこの時期に発表することとしたが、実施校、指定競技ともに変更はない。

2の2には、各高校別の推薦入学者選抜について、対象学科、募集人員を記載している。変更点は右欄に記載しているとおりであり、先ほどご説明したところである。

2の3は、スポーツ特別選抜である。保健体育課で定めている重点校と連動しており、重点校についてスポーツ特別選抜を実施するというので、原則として平成23年度から25年度までの3

年間はこのとおりに行うということで変更はない。

○土田委員 スポーツ特別選抜の扱いについて、それぞれ特殊なスポーツであるので、当然指導者の指導力に応じて競技力が向上するものだと思うが、指導する先生の異動に伴って指定校が変わるものなのか。

○小林高校教育課長 教員の異動によって指定校が変わるということではなく、指定校で指導している者が異動するのであれば、それに代わるような者をその学校に異動させるという考え方である。

○土田委員 例えば、陸上のように一般的な競技であれば、指導者も多いと思うが、レスリングやウェイトリフティングなどの特殊なスポーツの場合、指導者は限られているのではないかと思う。来年度からレスリングの指導者がいなくなるということで、現在1人募集しているのではないか。

○小林高校教育課長 ホッケー、レスリング、ウェイトリフティング、フェンシングなどは特別体育専任教員制度というものがあり、この場合は人事異動はない。

○土田委員 採用されたら、その学校ですべて定年までいるということか。

○小林高校教育課長 そうである。個人的な事情で辞める場合もあり、今回、隠岐島前の指導者が事情により異動するため、試験をしようというところである。この制度には6つの種目がある。

○土田委員 それはどの競技か。

○小林高校教育課長 2の3の上から申し上げると、5番水球、11番フェンシング、12番レスリング、13番ウェイトリフティング、14番ホッケー、16番カヌーである。それから、この制度と別にスポーツ推進教員というものがあり、これは全国大会等入賞実績がある教員について、部活動の指導者として指定すると、指定期間は3年単位であるが、この期間は異動しないこととしており、この2つの制度でその辺りをカバーしている。

○土田委員 6の1でスポーツ特別選抜の指定が原則として3年間となっているが、この6種目については、もう固定されているものと考えればよいか。

○小林高校教育課長 そうである。

――原案のとおり了承

## 第15号 学校給食モニタリング事業について（保健体育課）

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第15号学校給食モニタリング事業についてご報告する。

本事業の趣旨について、東日本大震災による原発事故が発生して1年以上経過しているが、未だ放射性物質の拡散による農作物等への影響が懸念されている現状がある。学校給食は、その実施主体である市町村教育委員会及び調理場を有している県立学校において、平素から安心・安全な食材の提供に努めているところである。しかし、原発事故以降、保護者の不安は消えず、学校給食には一層の安全・安心の確保が求められているところである。

このような状況の中で、昨年度から国の委託事業を活用して、宮城県、山形県、福島県、千葉県 の4県が学校モニタリング事業を先行実施している。本県も今年度、学校給食における放射性物質の有無や量を把握するため、実際に児童生徒に提供した学校給食について事後検査を行うこととする。

次に事業内容についてご説明する。このモニタリングは2学期の9月から3月まで実施する。対象となる学校においては、事前に保護者に本事業の趣旨、調査方法等について説明を行う。モニタリングのイメージを図に表しているが、まず、対象となる調理場で実際に児童生徒に提供した1食分の給食をその日のうちに冷凍保存して、それを月曜日から金曜日まで5日間行う。同じ時期に県内2か所の調理場で2週間から4週間程度実施する。調理場で冷凍保存しておいた1週間分の給食をまとめて県内にある検査機関に送って、そこで実際に検査を行う。県教育委員会で

は検査機関から結果の報告を受けて、その結果を対象調理場、県立学校に通知するほか、県のホームページで公表する。

次に対象となる調理場、学校についてであるが、この事業の実施を希望している市町村教育委員会が所管する調理場及び調理場を有している県立学校で事業を実施する。事業費については、検査料等を含めて約1,800千円を見込んでいる。

最後に、参考として載せているが、昨年度先行実施した4県では、検査の結果、放射性物質は検出されなかったということである。

○山本委員 これは事後検査という形であるが、これは材料ではなくて、給食として調理したものを調べるということか。

○荒瀬健康づくり推進室長 先ほどご説明したように、子どもたちに提供した1食分の給食を5日分保存しておいて、それを一緒に丸ごと検査に出す。

○山本委員 そうすると、原材料は県の給食会で調達したものや加工品などいろいろなものがあるが、それらが混ざっていると、どこからセシウムが出てきたかわからないのではないか。

○荒瀬健康づくり推進室長 確かにそのとおりである。検査では、一応、5日分保存されたものを丸ごとミキシングして、影も形もなくなったような形で検査を受けることになるが、実際に検査した結果、放射性セシウムが検出されたということになった場合、給食1食200グラムぐらいを取って置いて、何から検出されたのか食材を突き止める再検査をすることにしており、それによって食材が特定される。

○山本委員 加工品というのは、県外あちこちから入ってくるわけであり、一応検査はして、オーケーというものが入ってきていると思うが、どこかが抜けていて入っているということがあるかもしれない。逆に県内に入っているということもあるかもしれないが、事後検査ということなので、保護者への説明が難しいのではないか。

○荒瀬健康づくり推進室長 加工食品等については、やはり不安視されているところもあるが、学校給食については、実施主体の市町村教育委員会が日頃から地場産物の点検を行っていたり、産地に委託したものを提供しているということで、安心・安全な給食を提供しているということをも前提とした上での調査ということである。

○安藤委員 国の委託事業ということであるが、島根県は名乗り出て4県に選ばれたということか。

○荒瀬健康づくり推進室長 4県というのは、昨年度、平成23年度末に文部科学省が東日本の都県を対象にこのモニタリングを先行実施したということであり、今年度は全部の都道府県が対象となっている。

○安藤委員 市町村と県立学校のを合わせて、島根県内トータルで調理場はいくつあるのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 各市町村教育委員会で所管しているものが71、県立学校が4、全部で75調理場である。

○安藤委員 そこを対象にこちらから募集を行うのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 市町村教育委員会に募集をかけているので、希望のあった数を見て、どの調理場を対象とするのか市町村教育委員会に選定してもらうように考えている。県立学校は4つの調理場全てで実施するが、市町村が所管している71の全部が対象ということではない。

○北島委員長 希望するということであれば、全部の市町村が手を挙げるという可能性ももちろんあるということか。

○荒瀬健康づくり推進室長 そうである。

○土田委員 発表される段階で、検出された数値がゼロでないということも考えられると思う。ゼロではなくて数値が出てくると、皆さんが不安視すると思うので、これ以下の数値だったら安心だという点をはっきりとした形で事前にPRして欲しい。これだけの数値があったが、それはどのぐらい人体に影響を及ぼすのかということをはっきりさせておかないと、余計に不安が広がってくると思うので、発表の仕方について、十分に考慮して欲しい。

○北島委員長 そのようにお願いしたい。



- 仲佐委員 結果の公表というのは、ひと月毎に行うのか、半年間まとめて行うのか。
- 荒瀬健康づくり推進室長 5日分の給食を丸ごと保存して検査機関に送るので、その都度ということになる。

――原案のとおり了承

## 第16号 島根県社会教育委員の改選について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第16号島根県社会教育委員の改選についてご報告する。

社会教育委員の任期が平成24年6月23日に満了したため、新たに委員を任命したところである。資料4の3をご覧ください。社会教育委員については、社会教育法で都道府県に社会教育委員を置くことができるということになっており、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、それから学識経験のある者の中から委嘱するということになっており、社会教育に関していろいろな助言をいただくことになっている。

島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の中で、定数は20人、任期は2年と定めている。この委員の任期が6月23日に満了したということで、新たな委員を任命したところであり、新たな委員の名簿を4の2に載せている。

まず、学校教育関係者では、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高校から推薦いただいた方である。また、社会教育の関係者ということで、PTA関係、公民館、連合婦人会、それから市町村の社会教育委員の会である連絡協議会の中から推薦いただいている。家庭教育支援の実践者としては、子育て支援団体の方、家庭教育支援団体の方、子育て支援活動の実践者の方を1名ずつ、関係機関に協議した上で選定している。

それから、1名は公募しているが、これについては、4の1をご覧くださいと、その他のところに記載しているとおり、平成24年5月7日から5月30日まで公募委員を募集したところ、1名の応募があり、6月11日に選考委員会を開催した。その結果、良好であるということになったので、応募いただいた平川眞代さんを公募委員として決定したところである。

学識経験者としては、教育研究者の方、生涯学習・社会教育関係、博物館・美術館関係、図書館関係、家庭教育・子育て支援関係、あるいは報道機関、町村の教育長の方々にそれぞれ委嘱している。

全体の中で性別バランスであるとか、地域バランスといったことを考慮した上で、この20名の方に委嘱したところであり、任期は平成24年6月24日から平成26年6月23日までの2年間ということである。

○山本委員 社会教育法では、定時又は臨時に会議を開くこととされているが、定時というのは、年に1回ということか。

○小仲社会教育課長 今は年に2回開催している。

○山本委員 委員会の委員長に関することはここには書かれていないが、会議は教育長が招集するのか。

○小仲社会教育課長 また新しい委員の方々になるので、招集は教育長が行い、この中で新たな委員長を決められることになる。

○北島委員長 今回は公募が1名あったということであるが、ゼロだった場合はどうなるのか。

○小仲社会教育課長 なるべくゼロにならないように、いろいろな団体や関係者に声をかけている。

○北島委員長 応募があっても、選考して落とすということもあるのではないか。

○今井教育長 公募しなければならぬということが決まっているわけではない。なるべく広報していくという見解である。

○北島委員長 公募委員がいなくてもいいということか。

○今井教育長 選考の結果、委員にふさわしくないということであれば、任命しないということもある。

○安藤委員 再任されている方も多いうのであるが、大体何年ぐらい委員を務められているのか。

○小仲社会教育課長 大学教授の方など、学識経験者の方が長く、今長い方は10年ぐらいである。

○安藤委員 是非、西部の隅々まで、吉賀町近辺まで選任して欲しいと思う。浜田までになっているのが、少し残念である。

○小仲社会教育課長 前は教育長は吉賀町から出ている。

――原案のとおり了承

## 第17号 博物館の登録について（文化財課）

○祖田文化財課長 報告第17号博物館の登録についてご報告する。

資料5ページをご覧ください。1に書いており、去る6月19日に昨年3月に開館した松江市の松江歴史館を博物館として登録した。

博物館の登録という制度は、ちょっとわかりづらいと思うので、簡単にご説明するが、博物館法という法律があり、この法律に規定する博物館を登録することによって、法律上の博物館に位置付けるというものであり、歴史や美術や自然科学等の様々な資料があるが、これを収集・保管し、展示・調査研究するために必要な建物、すなわち展示室であるとか、収蔵庫などがあることが要件の一つである。さらに、これらの資料を取り扱うことのできる学芸員を配置するなどの要件があり、これらの要件を備えたものを博物館法で規定する博物館として、都道府県教育委員会が登録するという制度である。

昨年3月に開館しているので、既に訪問された方もあろうかと思うが、松江城のお城の東側にあるお堀を挟んで東側にある施設であり、主に江戸時代以降、近世資料、さらには小泉八雲のこを中心にして展示している施設である。

3のところが先ほどご説明した要件である。例えば、建物は何平方メートル以上必要であるとか、どんな職員が必要であるとか、開館日数が年間何日というようなことを示しており、これが要件ということになる。

最後に県内の設置状況であるが、登録博物館というものが、この松江歴史館を含めて19施設ある。それから、相当施設と書いているが、これは要件が若干緩やかなもので、4つあり、今、博物館法に基づく登録博物館あるいは相当施設は県内に23あるということである。

○土田委員 先般、松江市から発表があり、堀川遊覧の収益がここ一、二年で非常に悪くなってきたということであり、その一因として、松江へ来られた方が行く場所が増えてきたとのことであるが、この松江歴史館もその一つではないかと思う。開館から今年の6月末まで、およそどのぐらいの来館者があったのか、わかれば教えて欲しい。

○祖田文化財課長 昨年の3月19日に開館しているが、それを23年4月分に含めた23年4月から24年3月まで、すなわち23年度には18万9千人ほどの入館者があった。それから、年度が変わって、4月以降の3か月間では、4万9千人の入館者ということである。それぞれの施設で目標を設定しながら取り組んでいるが、松江市内の観光施設としては様々なものがあり、それぞれに人気があるわけである。この施設自体は松江市の観光部署に設置されているが、市では観光部署の中でいろいろな旅行エージェントなどに働きかけをして入館者を増やしたいということである。

――原案のとおり了承

## 第18号 「神々の国しまね」プロジェクト 巡回展・シンポジウムの概要について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第18号「神々の国しまね」プロジェクト 巡回展・シンポジウムの概要についてご報告する。

神々の国プロジェクトのメインイベントである神話博がいよいよ開幕するが、それに併せて島根の価値ある歴史文化を関西圏、首都圏に紹介する巡回展及び関連シンポジウムが始まる。資料6ページに2つまとめているが、京都と東京で巡回展を実施する計画である。いずれも伝統のある国立博物館での開催ということである。

京都展については、「大出雲展」と銘打っているが、7月28日から9月9日まで開催する。その名のとおり島根を代表する歴史文化遺産が勢ぞろいする展覧会である。委員の皆様には、パンフレットをお届けしていると思うが、青銅器やすばらしい埴輪、あるいは出雲大社から出土した巨大柱、歴史美術の数々を来館者の皆様に、是非島根に行ってみたいと思わせるような内容になっているのではないかと考えている。

東京展は10月10日から11月25日まで、「出雲―聖地の至宝―」と題して開催する。東京展の方は京都展に比べて、会場が若干狭いので、京都展からさらに厳選した資料を展示する形となっているところである。

京都、東京いずれの会場においても、開会時には著名な研究者やタレントの皆様によるシンポジウムも予定しており、京都については、今月の終わりに開催を予定している。既に申し込みの受付も始めており、5月にはもう定員の1,200人を超える申し込みがあって、今は「申し訳ありませんが」ということでお断りさせていただいている状況である。

こうした島根の宝を関西圏、首都圏を中心とした多くの皆様に見ていただいて、一人でも多くの方に島根に訪れていただく契機にしたいと考えているところである。

○安藤委員 京都と東京で展示を行っている間、古代出雲歴史博物館の展示はどのようになるのか。

○丹羽野古代文化センター長 普段歴博にあるものも、かなり持って行くことになるが、島根の宝が全部出かけてしまうわけではないので、空っぽになるわけではない。歴博のメインである青銅器は、もちろん全部持っていくのではなく、その一部を持って行き、その代わりはレプリカというそっくりのものを作って、そういう表示をして、観覧者の方に全容を見ていただくことができる形になっている。

それから、会場に入ってすぐのところにある巨大柱は京都と東京へ行くことになるが、これはなかなか代わりというわけにはいかないため、不在の間は遷宮のときに出てきた出雲大社の大きな具材であるとか、そういった代わりをものをロビーに展示するなどの工夫をすることになっている。

また、神話博しまねが始まると同時に、植田正治先生、上田正昭先生が歩いた神々のふるさとという写真展、「八雲立つ出雲」というような企画展示室を使った協賛の展示などもやる予定にしており、古代出雲歴史博物館にいらっしゃったお客様にご満足いただけるような工夫をしているつもりである。

○土田委員 資料6ページの9番その他であるが、京都では神楽の実施が予定されているが、東京では予定されていない。学校関係の同窓会、あるいは県人会等へいくと、東京の皆様方は非常に神楽を喜ばれているが、東京で神楽が抜けているというのは、予算的な面もあるのか。是非とも入れて欲しいと思う。

○丹羽野古代文化センター長 実は、京都で神楽公演があるのは、特別な事情がある。この京都造形芸術大学の理事長が島根県出身であり、大学で非常に熱心に神楽に取り組みされており、学生さんも実際に石見を訪れて、神楽を学んでいるということがある。大学の方でも、是非この京都展において自分のところの学生も含めた公演の実演をとということで、大学側との話し合いの中で特別に実現できたということである。

確かに、今おっしゃったようにこういうことが、東京でも実現できると非常に良いが、京都の

場合は、そういった事情があったということであり、東京ではなかなかそこまでの協力をいただける機関が今のところないということである。

○土田委員 開会は10月10日で、まだ約3か月あるので、東京の会場での島根のPRということになると、何ととっても神楽というのは島根の誇る芸術の一つという面があるので、一日でも二日でも企画して欲しいということを要望したい。検討できないものか。

○丹羽野古代文化センター長 期間中に実施ということはなかなか難しいと思うが、今後、継続的にこういった取り組みを続けていかなければならないと考えているので、いずれかの機会にはそういったことが実現できないか検討したいと思う。

○土田委員 県の企画として、ヨーロッパやブラジルを訪問された際にも神楽を持って行ったのではないかと思う。そういう面で、島根の誇る芸術であるので、是非検討して欲しい。

○今井教育長 京都の大学での公演には、こちらからも行くのか。

○丹羽野古代文化センター長 公演にはこちらからも行くし、大学で神楽を学んでいる方も参加される。

○今井教育長 場所は大学が提供してくださるということか。

○丹羽野古代文化センター長 大学の特別なホールをご提供いただくという格好である。

○土田委員 もし、実物が上演できないのであれば、例えば、画面でこういうものがあるんだということを写す、大蛇を出すなど、いろいろな演目があるので、そういったことも検討して欲しいと思う。

○北島委員長 目標来館者数は大体どのぐらいか。

○丹羽野古代文化センター長 平成9年度に大阪と東京で古代出雲文化展というものを開催した。そのときに大阪で6万5千人ぐらい、東京で8万1千人ぐらいご来館いただいているので、京都は6万人ぐらい、東京は8万人ぐらいは、と考えているところである。

○仲佐委員 京都展はもうあと1週間で始まるが、前売り券の状況はどうか。

○丹羽野古代文化センター長 販売は共催館として国立博物館そのものが行っているのですが、こちらでは把握できていない。

――原案のとおり了承

**北島委員長：閉会宣言 14時23分**